

# ブラジル移転価格制度の 最新動向に係るセミナー

2023/05/12

# 本日のプレゼンター



**Edson Costa**

*Partner / Global Transfer Pricing Services*

[edsoncosta@kpmg.com.br](mailto:edsoncosta@kpmg.com.br)



**Yoshinori Amano**

*Seconded Partner / Head of Japan Desk in Brasil and South America*

[yoshinoriamano1@kpmg.com.br](mailto:yoshinoriamano1@kpmg.com.br)



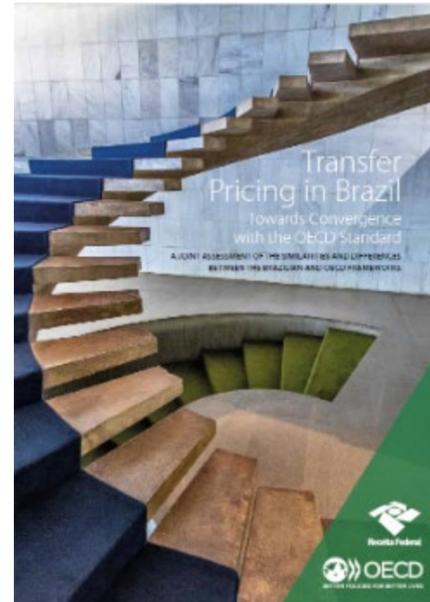
# 移転価格制度に関する議論の経緯

2017

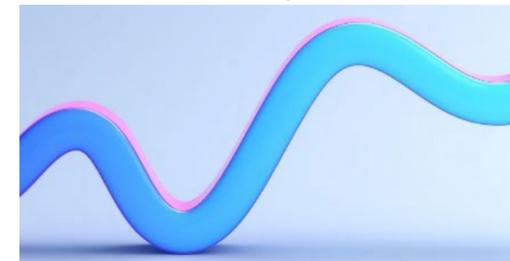
ブラジル政府、OECDへの  
加盟を申請



2019



OECD加盟に向けた協議を開始  
ブラジル新移転価格制度のセミナーを開催  
(RFB主催)  
MP 1.152/22の公布



2018

ブラジルの移転価格制度に関するアンケートの実施(OECD及びRFBによる共同実施)



2020

セーフハーバー、比較要素、APA  
制度やその他の事項に関する問  
題点に関する意見公募(OECD  
及びRFBによる共同実施)



2022



2023

規範指令RFB 2.132/23の公布による細  
則の設定:

- 調整
- ロイヤルティーの損金算入の可能性
- 新制度の2023年の任意導入について

# 現行の移転価格制度

## 国際基準と異なる移転価格制度

**独立企業間原則  
(Arm's Length  
Price“ALP”)**  
現行制度では未導入

### 算定方法

- 資産、サービス、権利及び金融取引に焦点を当てた算定方法
- 製品毎の分析
- 法律に基づいた固定マージン
- 最適方法ルール不在

### 比較可能性

- 機能、リスク及び資産が分析の重要な要素として位置付けられていない
- 非常に限定された調整の可能性
- CUP法(葡語:PIC法)及びコモディティに対してのみ、適用が求められる

現行制度

### ギャップ

- 移転価格の適用が海外に影響を与える可能性がある(二重課税)
- 無形資産、サービス、企業再編及び金融取引に対して十分なアプローチがなされていない
- OECDガイドライン上の、取引に基づいた算定方法に相当する方法の不在

### 客観性

- ルールの適用について、現行制度は、より客観性がある
- OECDルールと比較して、より法的安定性があると考えられる

### 文書化関連

- BEPSに基づいた文書化制度のうち、CbCレポート(国別報告事項)のみ導入されている
- ローカルファイル及びマスターファイルの不在
- 現行制度下での文書化は、法人税の申告書類(ECF)に内包されている

# 法令9.430/96 vs 暫定令1.152/22

主要な変更点	法令9.430/96及び規範指令1.312/12	暫定令1.152/22
独立企業間原則(ALP)	OECDが規定する独立企業間原則の不在	独立企業間原則の導入: 関連当事者間の取引は、自由な競争下で交渉された時と同様の条件であるべき
移転価格の対象となる 関連当事者間の取引	資産、サービス、権利、金融取引	企業再編を含めた、いかなる商業及び金融取引
独立企業間価格の算定 方法	輸入: PRL(再販売価格基準法)、PIC(独立価格比準法)、CPL(原価基準法)、PCI(輸入相場基準法) 輸出: PVEX(独立価格比準法)、CAP(原価基準法)、PVV/PVA(再販売価格基準法)、PECEX(輸出相場基準法) + 証明書類の免除	OECDの移転価格ガイドラインに基づいた算定方法の採用 MDL(利益分割法)及びMLT(取引単位営業利益法)の導入
固定マージン	移転価格の算定において、固定された利益マージンを適用	固定マージンに代わり、機能分析及びベンチマーキング(比較可能性)が移転価格分析に用いられる
算定方法の選択	選択された方法が政府が事前に設定した基準の範囲内であることを証明できれば、企業は最も有益な方法を自由に選択することが可能。	最も有益な方法を選択することは認められず、企業は非関連者間で取引が行われた場合の取引価値を最も適切に反映する方法を選択しなければならない。 また、新たな算定方法が導入されている。

# 移転価格制度の国際基準 (OECD) への適合 | ALP

## 独立企業間原則

### (Arm's Length Price (ALP))

- 国外関連者と取引を行う場合、支配関係がない第三者間と同等の条件で行うべきという考え方
- 独立企業間原則が新移転価格制度の基礎として位置付けられる
- 関連当事者間の取引から生じる課税標準は、非関連当事者間で行われる類似の取引において合意される条件を考慮して判断される



## 機能分析

資産、リスク及び機能分析



## 関連当事者間の取引の定義

内容及び状況の他、取引条件を分析



## ベンチマーキング

経済分析

# 移転価格制度の国際基準 (OECD) への適合 | 検証対象

## 検証対象

検証対象とは、選択された算定方法を最も適切に適用することができ、非関連者の間で行われた比較可能な取引に関するデータが入手可能な企業を指す

### バリューチェーン

納税者は、選択した方法が妥当であると証明するための機能分析を行う必要がある

#### 取引 1

	A	B
機能	研究開発	x
	資材部	x
	生産	x
	流通	x
リスク	市場	x
	在庫	x
	貸倒	
資産	商標	x
	特許	x

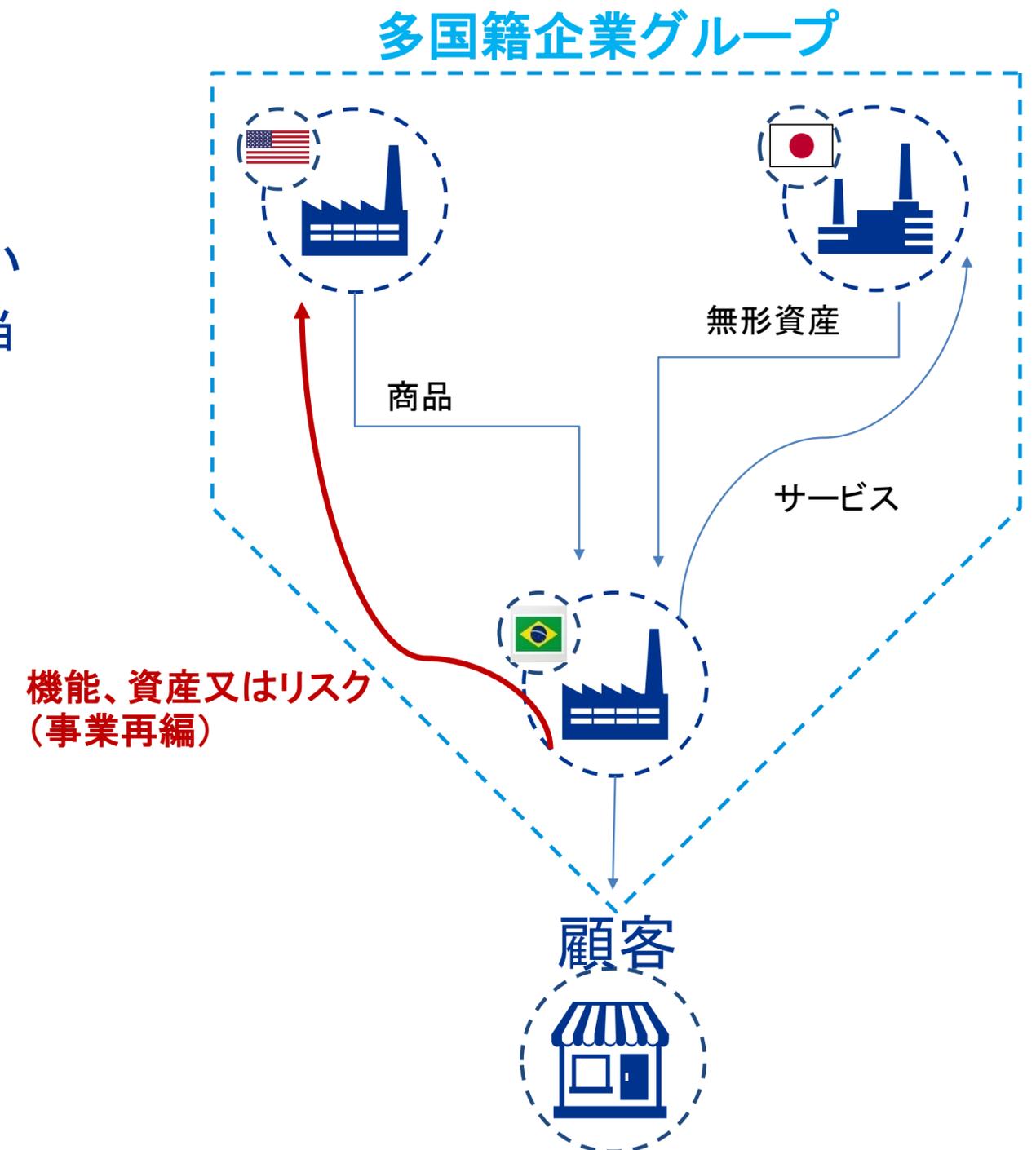
注意事項: A、B はそれぞれ異なる国で活動する関連当事者とする

# 移転価格制度の国際基準 (OECD) への適合 | 関連当事者間の取引

## 関連当事者間の取引

関連当事者間の取引とは、2社以上の関連当事者間で行われた、いかなる商業又は金融取引が含まれており、また以下のケースも該当する:

- 事業再編
- 費用分担契約
- 金融保証、キャッシュプーリング



# 移転価格制度の国際基準 (OECD) への適合 | 無形資産

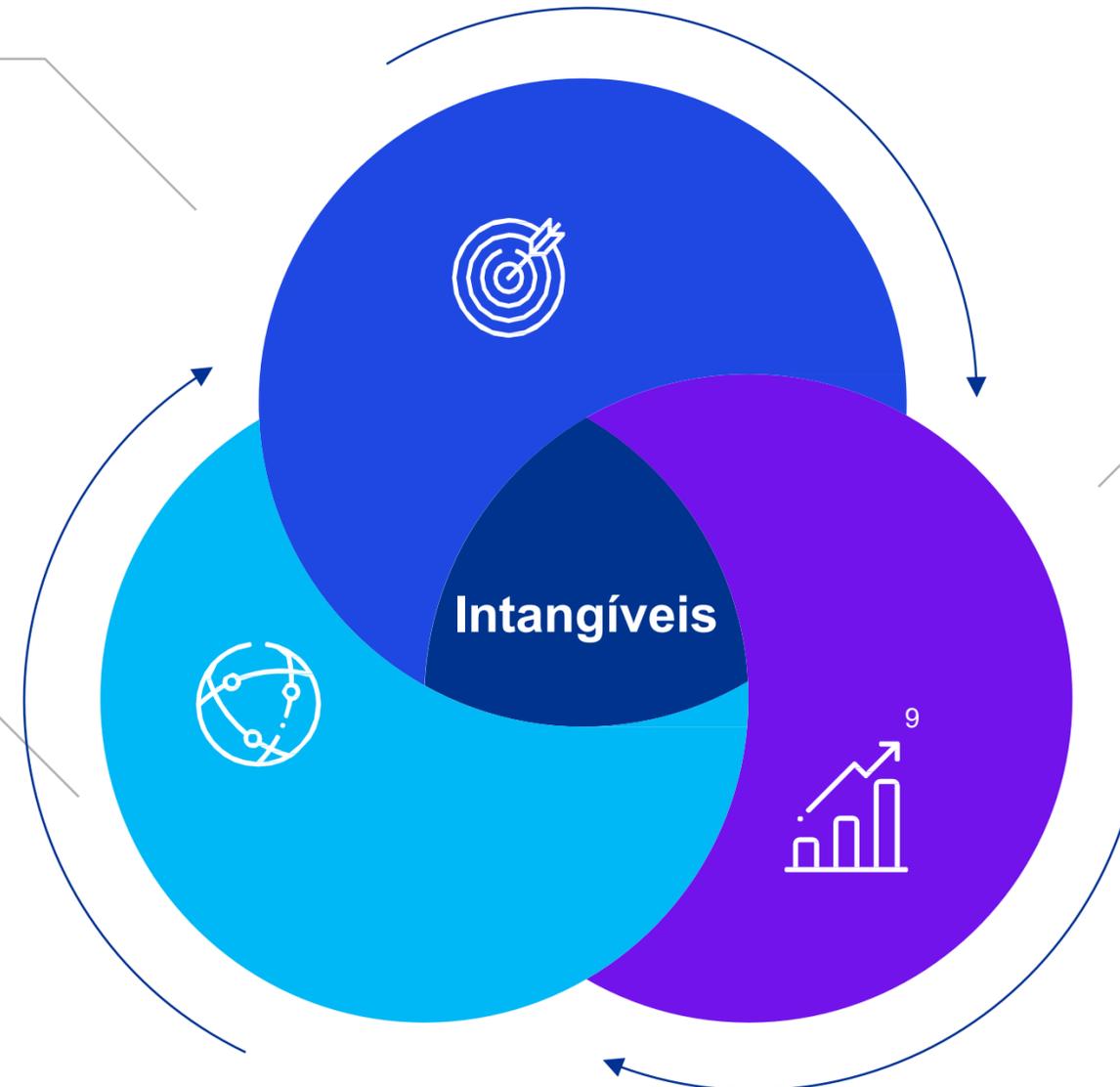
## 独立企業間原則 (ALP)

移転価格制度の範囲に導入された新たなアプローチ

無形資産に関する関連当事者間の取引の条件は、独立企業間原則に従って設定されなければならない

## 算定方法

伝統的な方法、取引に基づいた方法以外の算定方法を用いることが可能



## DEMPE分析

開発 (Development)、改良 (Enhancement)、維持 (Maintenance)、保護 (Protection) 及び活用 (Exploitation) に関する活動

# DEMPE分析 | 無形資産

- “実質主義 (Substance over form)” => 無形資産の法的所有権を有することは、企業がその無形資産から生み出される利益を受け取る権利を有することを意味しない
- 経済的所有権は、DEMPE機能によって判断される



RACI図	伯製薬会社	日系親会社
開発	R/A	C/I
改良	R/A	C/I
維持	R/A	C/I
保護	I	R/A
活用	C	R/A

R (Responsible): 実行責任者  
A (Accountable): 説明責任者  
C (Consulted): 協業先  
I (Informed): 報告先

# 移転価格の算定方法

暫定令1152/22により制定された算定方法

## PIC 独立価格 比準法

- 関連当事者間の取引の価格又は対価を、非関連者間で行われた比較可能な取引の価格又は対価と比較する

## PRL 再販売価格 比準法

- 関連当事者間の取引の買い手側が、非関連者に再販した際に得た総利益率を、非関連者間で行われた比較可能な取引で得られた総利益率と比較する

## MCL 原価 比準法

- 関連当事者間の取引での売り手側の原価に対して得られた総利益率を、非関連者間で行われた比較可能な取引で得られた総利益率と比較する

## MLT 取引単位 営業利益法

- 適切な利益指標に基づいて計算された、関連当事者間の取引の営業利益率を、非関連者間で行われた比較可能な取引の営業利益率と比較する

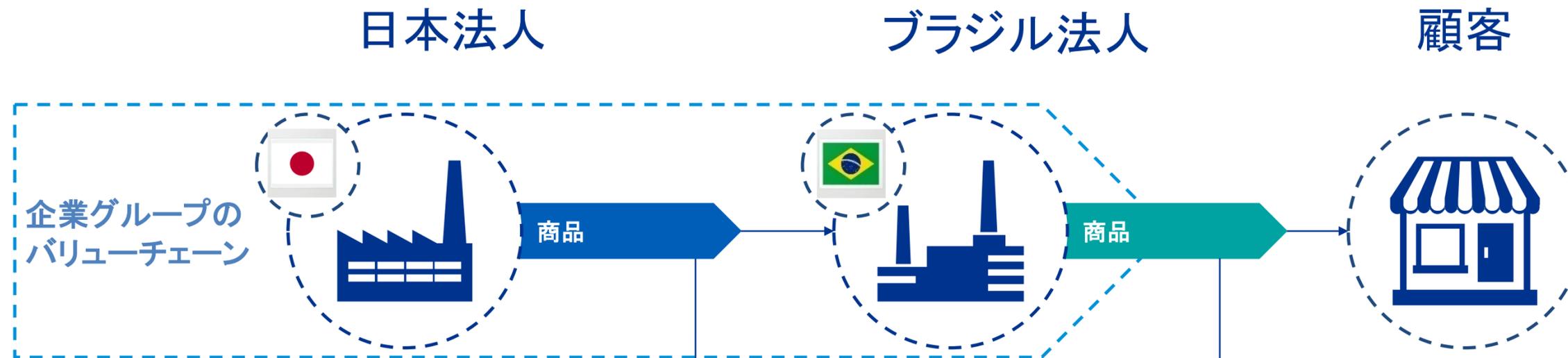
取引単位営業利益法 (MLT) とは、海外で TNMM (Transactional Net Margin Method) として知られており、関連当事者間の取引の営業利益率と非関連者間で行われた比較可能な取引の営業利益率に利益指標を適用し、これらと比較する方法である。

利益分割法 (MDL) とは、海外で PSM (Profit Split Method) として知られており、当事者の機能、対象となる資産の特性及び内在するリスクを分析の上、非関連者間で行われた比較可能な取引において成立する条件と同様の形で利益又は損失を分配する方法である。

## MDL 取引単位 利益分割法

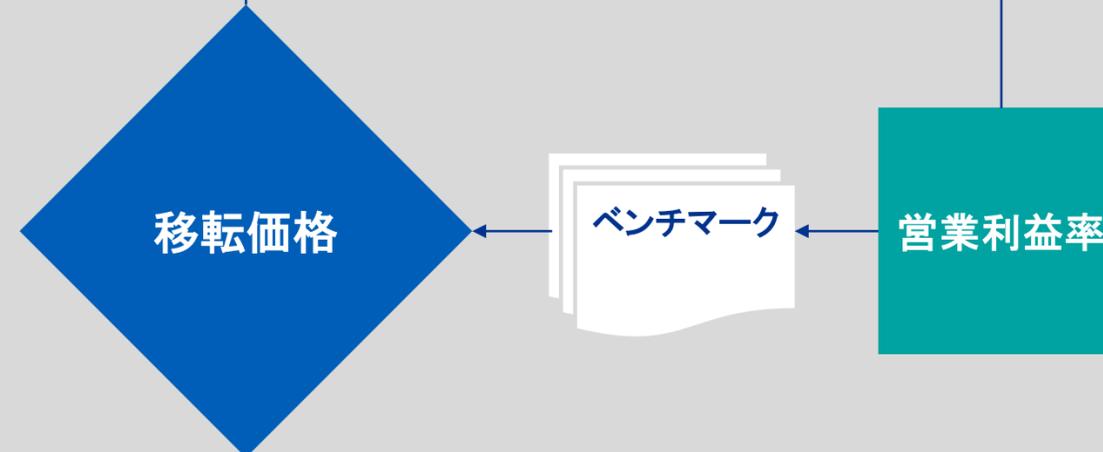
- 関連当事者間の取引の利益又は損失を (完全若しくは部分的に)、非関連者間で行われた比較可能な取引で成立する条件と同様の形で分配する

# 取引単位営業利益法-MLT



## 要件

- 比較可能な企業がデータベースに存在すること
- データベースに整合性のあるデータが十分に存在すること
- 検証対象と比較可能な企業との間で比較可能性について差異が存在する場合、調整が可能であること



# 移転価格制度の国際基準 (OECD) への整合 | その他のトピック

## 事前確認制度

(APA: Advance Pricing Arrangement)

暫定令では、確認手続きの可能性について言及しているのみ

## 文書化

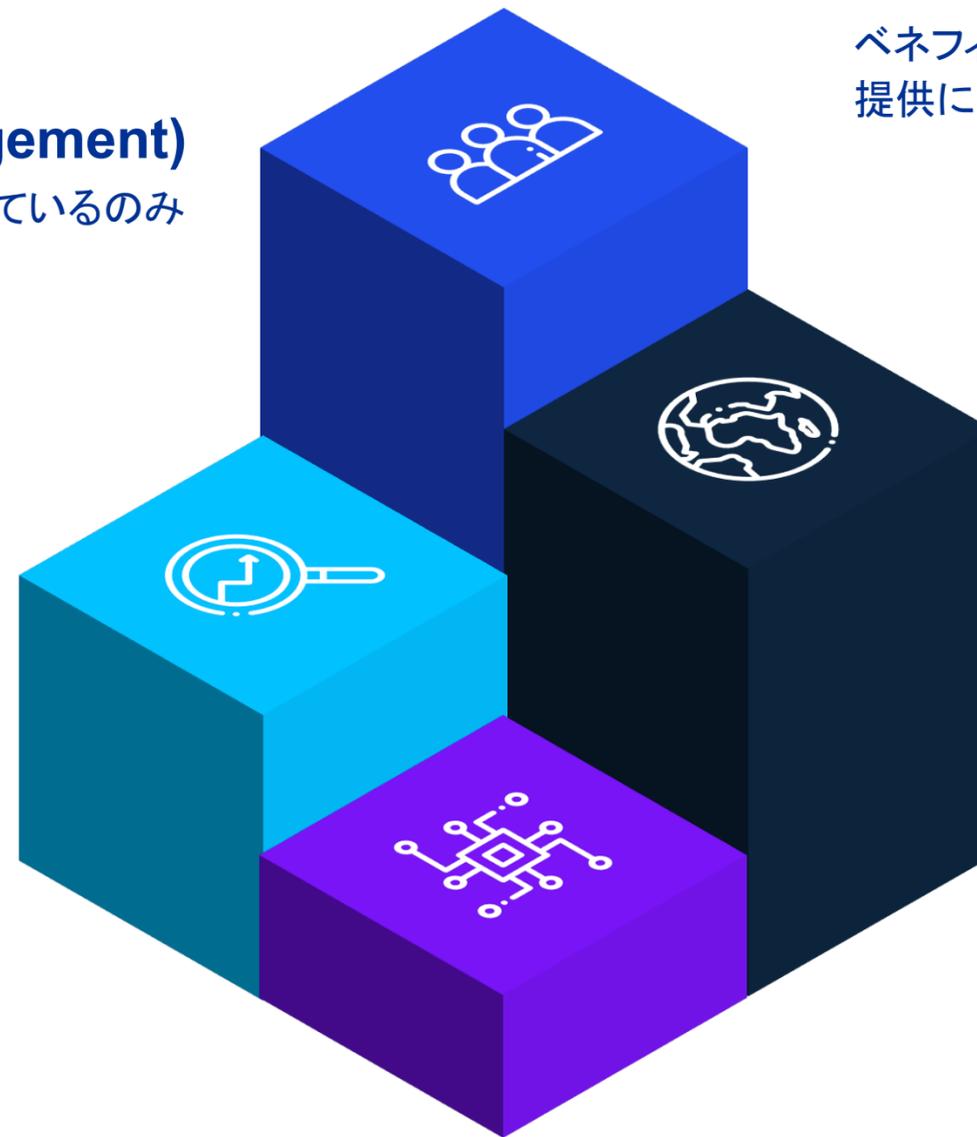
ローカルファイル及びマスターファイルの導入、また既存の申告書に対して変更が行われることが想定されている

## 企業グループ内役務提供

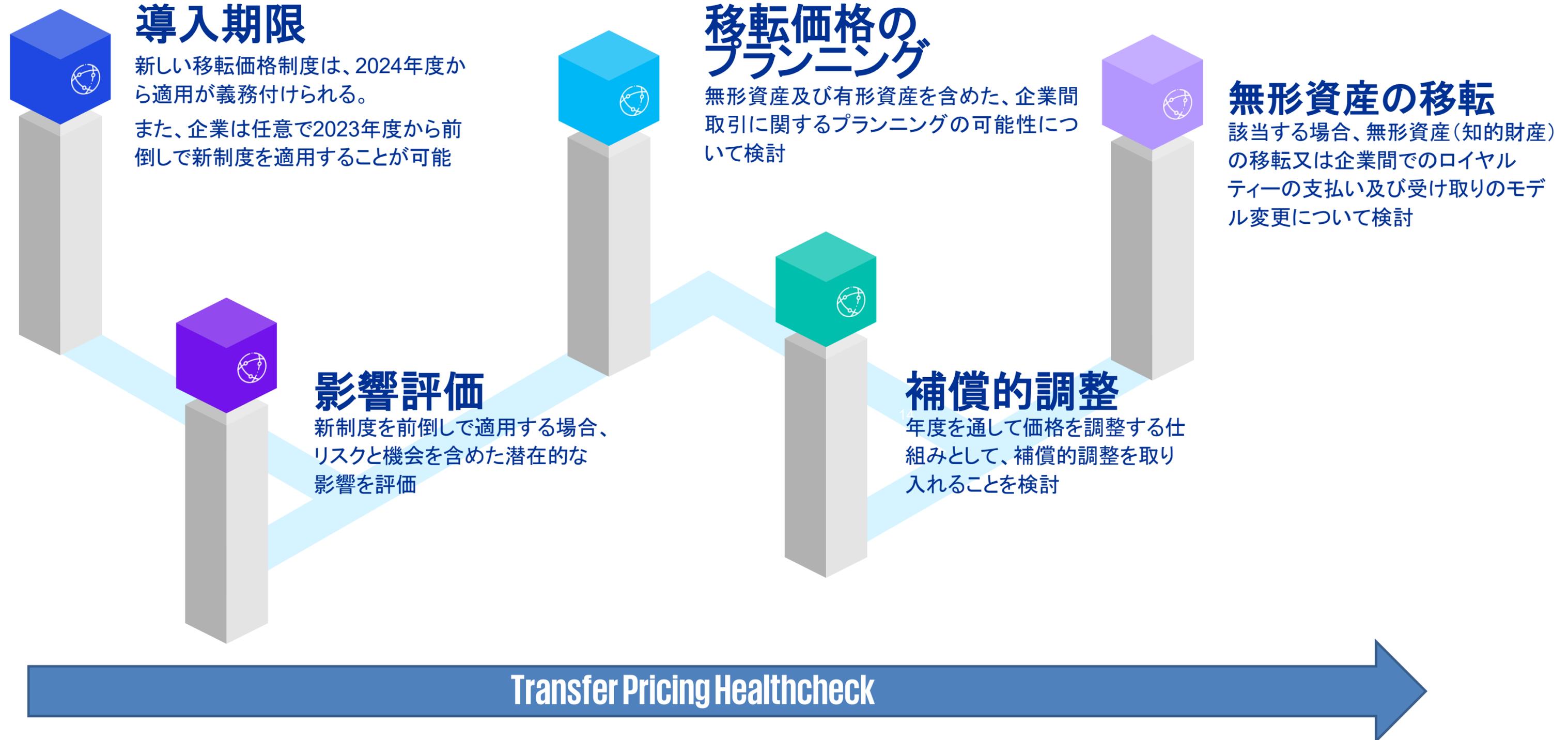
ベネフィット・テストを含めた、グループ内役務提供に対する新たな移転価格ルール適用

## 移転価格調整

- 自主的調整
- 補償的調整
- 一次調整



# 今後のステップ -> MP1152/22 + IN 2132/23



**Q&A**



# Obrigado!



**Edson Costa**

*Sócio / Global Transfer Pricing Services*

[edsoncosta@kpmg.com.br](mailto:edsoncosta@kpmg.com.br)



**Yoshinori Amano**

*Seconded Partner / Líder do Japan*

*Desk no Brasil e América do Sul*

[yoshinoriamano1@kpmg.com.br](mailto:yoshinoriamano1@kpmg.com.br)



**KPMG**